

長浜市（西黒田・神田・びわ地区）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
小足口	滋賀県長浜市七条町1169-1番地先	一般乗合旅客自動車運送事業者（近江タクシー株式会社）が行う旅客の運送（一般乗合旅客運送事業（区域運行）、通称「ひょうたんタクシー」「わかあゆタクシー」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和5年6月1日から当面の間	長浜市 湖国バス株式会社 滋賀県公安委員会 近畿運輸局
田村駅	滋賀県長浜市田村町1210番地先				
長浜市役所びわ支所	滋賀県長浜市落合町先				
野寺橋	滋賀県長浜市野寺町433-1番地先				
びわ工業団地	滋賀県長浜市川道町1009-2番地先				
川道北	滋賀県長浜市川道町2799番地先				
川道南	滋賀県長浜市川道町1747番地先				
祇園	滋賀県長浜市祇園町133-3番地先				